

WEX21 第 161 号

令和 3 年 8 月 25 日

豊島区地域公共交通会議

会長 太 田 勝 敏 様

東京都江東区新木場 1-18-13

WILLER EXPRESS 株式会社

代表取締役 平山 幸司【印略】

池袋副都心移動システム（IKE BUS）の事業計画の変更等について

このたび、以下の事項を行いたく申し出いたします。

- ・ 路線の廃止
- ・ 停留所の新設
- ・ 運行系統の新設・廃止・運行時刻の変更
- ・ 運賃の変更
- ・ 自動車車庫の拡大
- ・ 乗合車両の増車
- ・ 車両構造要件等の適応除外認定(バリアフリー基準の適用除外)

1. IKE BUS 運行系統の変更及び停留所の新設について

(1) 変更概要

WILLER EXPRESS 株式会社（以下、当社）は当社の親会社である WILLER 株式会社と豊島区の間で締結された協定に基づき、東西系統・東口系統の 2 系統を運行しております。

今回、令和 3 年 10 月 1 日より東口系統に関して運行経路の変更を計画しており、それに伴う路線の廃止、停留所の新設、運行系統の新設・廃止・運行時刻の変更を行いたいと考えております。これらの経路並びに停留所位置、新設停留所間のキロ程表、時刻表は[参考資料 2](#)をご覧ください。

事業計画（案）

□新旧事業計画（運行系統とダイヤ）

【新事項】令和 3 年 10 月 1 日～

➤ 運行ルート及び停留所位置

◆ 運行ルート：2 系統

東西系統（運行時刻の変更）、東口系統（運行系統の新設・廃止、停留所の新設、運行時刻の変更）

◆ 停留所：16 か所

池袋駅東口、池袋駅西口（中央）、池袋駅西口（北）、Hareza 池袋、南池袋公園(西行)、東池袋駅(東行)、東池袋駅(西行)、**サンシャインシティ西(北行)**、サンシャインシティ西(南行)、豊島区役所、ホテルメトロポリタン、IKE・SUNPARK、東通り、サンシャインシティプリンスホテル(東行)、サンシャインシティプリンスホテル(西行)、東京芸術劇場

【旧事項】現行ダイヤ

➤ 運行ルート及び停留所位置

◆ 運行ルート：2 系統

東西系統、東口系統

◆ 停留所：15 か所

- ◆ 池袋駅東口、池袋駅西口（中央）、池袋駅西口（北）、Hareza 池袋、南池袋公園(西行)、東池袋駅(東行)、東池袋駅(西行)、サンシャインシティ西、豊島区役所、ホテルメトロポリタン、IKE・SUNPARK、東通り、サンシャインシティプリンスホテル(東行)、サンシャインシティプリンスホテル(西行)、東京芸術劇場

2. IKE BUS 運賃の変更ならびに回数券の販売に関して

(1.) 変更概要

運行開始より現在まで IKEBUS の運賃は 1 乗車大人 200 円/子供 100 円で運行を行ってきました。しかし、運行開始直後から発生した世界的なコロナウィルスの蔓延により外出自粛が叫ばれ、見込んでいたインバウンドなどの旅行者も大幅に減っており、結果乗客数がなかなか伸びてきておりません。この状況を鑑みて、区民や近隣からの来訪者の方に気軽に楽しんでご乗車いただけるよう令和 4 年 9 月 30 日までの間、運賃大人 100 円で運行をしたいと考えております。この運賃変更に合わせて一日券の運賃も大人 250 円へ、一日券 (CHIKATOKU) 大人 200 円へ期変更をしたいと考えております。

あわせて定期的に利用をいただいている旅客の便宜をさらに図るため回数券を 11 枚綴り 1000 円で販売を行うとともに、インバウンドや長期滞在型の旅行者向けに計画し販売を行っていた 3 時間券・二日券について、コロナの流行に伴う旅行者の減少で販売が見込めないため廃止したいと考えております。

事業計画 (案)

□新旧事業計画 (運賃)

【新事項】

	一回券	一日券	一日券 (CHIKATOKU)	回数券 (11 枚綴り)
大人	100 円	250 円	200 円	1000 円
高齢者	100 円	250 円	200 円	1000 円
障がい者				
子ども				

【旧事項】

	一回券	3 時間券	一回券 (特殊)	一日券	一日券 (CHIKATOKU)	二日券
大人	200 円	300 円	100 円	500 円	450 円	800 円
高齢者	100 円	100 円	100 円	250 円	200 円	400 円
障がい者						
子ども						

3. IKE BUS 8号車の乗合車両への登録とそれに伴う車庫の拡大について

(1.) 変更概要

IKEBUSは1号車から10号車の合計10両で運行を行っていますが、8号車のみ乗合車両としての登録を行っておらず、貸切専用車として運用を行っています。今後、万が一予備車両の不足する事態が発生したときを想定し乗合車両としても運用ができるように車両の登録を行うべく、増車申請ならびに増車に伴う車庫拡大を行いたいと考えております。

なお、IKEBUS車内の手すりの数がバリアフリー基準の適用条件である3席に1つ取り付けられてはいないため、8号車の車両構造要件等の適応除外認定も合わせて行いたいと考えております。

□新旧事業計画（自動車車庫の拡大と増車）

(3) 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数並びに

これらのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数

	営業所 (駐車場)	常用 予備	運行の態様			合計
			路線定期	路線不定期	区域	
旧	池袋営業所 池袋車庫	常用	9			9
		予備				
		計	9			9
新	池袋営業所 池袋車庫	常用	10			10
		予備				
		計	10			10

※括弧内は乗車定員11人未満の車両数で内数

(4) 自動車車庫の位置及び収容能力

	自動車車庫	自動車車庫の位置	収容能力
旧	池袋営業所 池袋車庫	東京都豊島区南池袋2丁目45-3	140.5930 m ²
新	池袋営業所 池袋車庫	東京都豊島区南池袋2丁目45-3	154.2490 m ²

□移動円滑化基準適用除外認定について

IKEBUS車両は特殊な小型車両であり、「移動円滑化のために必要な自動車の構造及び設備に関する細目を定める告示第37 条第2 項、第40 条第2 項」の要件を満たせないため、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領第3 条（3）」の条件で移動円滑化基準適応除外認定を希望する。

●適用除外認定申請項目

手すりの間隔(法第40 条2 項)

要件：通路には、国土交通大臣が定める間隔で手摺りを設けること。

(バリフリ法細目告示第5 条)

床面に垂直な握り棒を備えなければならない間隔は、座席3 列(横向きに備えられた座席にあっては3 席)ごとに一以上とする。

《申請理由》

手摺の間隔は3.5 席毎に1 本の割合である。

